

蒲郡市公立学校におけるタブレット端末の使用及び貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「公立学校」という。）の児童生徒1人1台に貸与するタブレット端末の使用及び貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(タブレット端末の使用及び貸与の目的)

第2条 タブレット端末の使用及び貸与は、公立学校の教育課程に則った学習の質及び効果の向上並びに学習内容の定着に資することを目的に行うものとする。

(所有者及び管理責任者)

第3条 タブレット端末の所有者は、蒲郡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とし、管理責任者は、各公立学校の校長とする。

2 管理責任者は、タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し、タブレット端末の管理に係る業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、すべてのタブレット端末が、常に最良の状態で使用できるよう管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、タブレット端末の使用が適正に行われるために、常に使用状況を把握し、必要に応じて、タブレット端末の使用者（以下「使用者」という。）に対する指導及び助言を行う。

3 管理責任者は、タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、ソフトウェアのアップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

4 管理責任者は、タブレット端末にアプリをインストールすることができる。ただし、アプリをインストールするときは、次に掲げる事項に留意する。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。

(2) 信頼できるものであること。

5 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。

6 管理責任者は、タブレット端末に障害、事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 使用者は、公立学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）並びに教職員、市費負担教員及び会計年度任用職員（以下「職員」という。）とする。ただし、次条第6項及び第9条の「使用者」は、「使用者の保護者」と読み替えることができる。

（使用者の責務）

第6条 使用者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータをクラウドに保存するものとする。ただし、必要がある場合は、一定の間に限り、タブレット端末への保存を認めるものとする。
- 3 児童等が使用するタブレット端末については、授業担当者又は担任職員（以下「担任等」という。）が、適正に使用させるものとする。
- 4 職員が使用者である場合に、タブレット端末を校外に持ち出すときは、当該職員は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、安全管理を徹底するものとする。
- 5 児童等が使用者である場合に、タブレット端末を校外に持ち出すときは、担任等は、管理責任者の許可を得なければいけない。
- 6 故意による破損、紛失、盗難等の事故又はその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなったときは、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

（貸与）

第7条 次に掲げる場合に、児童等にタブレット端末を貸与するときは、児童等が管理責任者に同意書（別記様式）を提出することをタブレット端末を貸与する条件とする。

(1) 担任等がない次の状況下で使用する場合

ア 登校後、自分でタブレット端末を取り出し、予定又は連絡事項を確認等するとき。

イ 授業以外の時間（休み時間等）に、自主的に学習を行うとき。

(2) タブレット端末を家庭に持ち帰って使用する場合

- 2 タブレット端末の貸与期間は、児童等が公立学校を卒業するとき又は転出する

ときまでとし、その際、児童等は在学していた公立学校にタブレット端末を返却する。

(適正使用)

第8条 使用者は、タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

- (1) 第2条の目的以外の使用
- (2) 信頼できるWi-Fi以外への接続
- (3) 児童等による教員系LANへの接続
- (4) ID、パスワードの漏洩
- (5) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (6) 個人のクレジットカード情報やiTunes情報等、個人情報の入力
- (7) 使用が許可されていないファイルへのアクセス
- (8) 児童等によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (9) 児童等によるアプリインストール（プリンタードライバーは除く。）
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の使用
- (11) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- (12) アプリ内課金
- (13) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(使用の停止)

第9条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の使用を停止する。

(障害、事故等)

第10条 使用者は、次に掲げる障害、事故等が発生したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を破損し、若しくは紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。

- (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき。
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等の事実を発見したとき。

(雑則)

第11条 タブレット端末の使用及び貸与に関して、この要綱に定められていない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との協議の上、対処するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

タブレット端末使用申し合わせ事項

(児童生徒への使用上のルールの周知徹底)

- ・タブレット端末を使用するに際し、児童生徒に「タブレット端末を利用するにあたっての注意事項」(別紙1)を周知徹底する。

(進級・卒業・転出入時、児童生徒が使用するタブレット端末の扱い)

- ・貸与したタブレット端末は、在籍する学校を転出または卒業するまで使用する。
- ・返却されたタブレット端末は、転入生又は次年度新1年生が使用できるようにする。
- ・クラウドに保存されたデータは、進級時に市の委託業者により消去する。

(児童生徒への学びの保障)

- ・管理責任者は、家庭学習やオンライン学習^{※1}等に使用するため、児童・生徒にタブレット端末を貸与し、持ち帰らせることができる。この場合、管理責任者は、定期的に端末の使用状況や蒲郡市公立学校におけるタブレット端末の使用及び貸与に関する要綱(以下「要綱」という。)第8条の適正使用が守られているかを確認する。
- ・貸与にあたっては、保護者に同意書(別記様式)を提出してもらい、学校で保管する。
- ・貸与期間は、児童等が学校を卒業するとき又は転出するときまでとし、その際は、在学していた学校にタブレット端末を返却する。
- ・家庭にタブレット端末を利用できる環境(無線LAN)がない場合は、市のモバイルルーターを貸与する。(通信料は、原則、使用者が負担)

※モバイルルーターの貸与については、貸与条件等について決まり次第の貸与となります。それまでは、原則、家庭にタブレット端末を持ち帰らせず、学校での利用とします。

※但し、家庭でインターネットに接続しない方法で使用する場合(タブレットに保存させたお便り等を保護者に見せる等)は持ち帰らせることができます。

※1 オンライン学習とは、インターネットを使ったオンラインでの学習

スタイルのこと。大きく分けて2つのタイプがあります。

- ①LIVE 配信により授業を行うタイプ。リアルタイムで行われるライブ授業は、教師と児童生徒が質問をしたりそれに答えたりと、双方向のコミュニケーションを取れることが特徴です。理解度に合わせて学びを深められるメリットがあります。
- ②オンデマンドで配信されるタイプ。あらかじめ用意された映像を児童生徒が好きなタイミングで視聴し学習を進められるため、復習のために繰り返し視聴することができます。(令和2年度臨時休業中に配信した「わくわくがまごおり」は、このオンデマンド配信にあたります。)

※要綱第8条第2項第2号の「信頼できるWi-Fi」とは

- 学校内のWi-Fi環境
- 家庭内のWi-Fi環境
- 市から貸与するモバイルWi-Fiルーター

以上を想定しています。上記以外の場合は、信頼できるものかどうかを調査・検討した上で判断することになります。

別紙 1

タブレット端末を利用するにあたっての注意事項

(児童・生徒・保護者は必ずお読みください。)

がまごおりしないこうりつがっこうきょうつう
蒲郡市内公立学校共通

1 利用目的

がまごおりしきょういくいいんかい たいよ たんまつ がくしゅうかつどう
蒲郡市教育委員会から貸与するタブレット端末は、学習活動のため
つか もくてき
に使うことが目的です。

2 使用ルール

- ① じぶん ばんごう
自分の番号のタブレットをていねいにやさしく使います。
- ② じぶん ID やパスワードを他人に教えないようにします。
- ③ ふんしつ とうなん らっか すいぼつ
紛失、盗難、落下、水没などしないように十分気を付けます。
- ④ らくが きず こうい
落書きや傷をつける行為はしません。
- ⑤ がくしゅう かんけい しゃしん どうが きろく
学習に関係のない写真や動画は記録しません。
- ⑥ がくしゅう かんけい つか ひつよう
学習に関係のないアプリを使ったり、必要のないホームページに
せつぞく
接続したりしません。
- ⑦ タブレット端末の設定を勝手に変えたり、無断でアプリを入れたり
しません。
- ⑧ こうない しょう じゅぎょうちゅう しょう せんせい しじ したが かにいがく
校内での使用や授業中の使用は、先生の指示に従います。家庭学
しゅうとう しょう ばあい ちようじかんしょう きゅうけい し
習等で使用する場合は、長時間使用することなく、休憩しながら使
よう
用します。
- ⑨ タブレット端末の操作ができなくなったり、壊れたりしたら、すぐ
せんせい つた
に先生に伝えます。

3 情報を活用する時に注意すること

- ① インターネットには制限がかけられていますが、もしも、あやしい
さいと へい とき
サイトに入ってしまった時にはすぐに先生（家庭で使用している時
は、保護者）に知らせます。

- ②自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真等）は、インターネット上には絶対に上げません。（賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。）

4 その他

- ①故意による破損等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理等の代金支払いをお願いすることがありますので、十分注意してください。
- ②卒業・転出（市内・市外）する際は、在学していた学校に返却します。
- ③タブレット端末を使用するにあたり、上記の利用目的に反していたり、使用ルールが守られない場合は、タブレット端末の返却や全体への制限をかけることがあります。
- ④タブレット端末を貸与するにあたって、保護者の方に学校へ同意書を提出していただきます。

別記様式（第7条関係）

同意書

私は、蒲郡市教育委員会からタブレット端末等の貸与を受けるに当たって、下記の事項を順守することに同意します。また、貸与を受けたタブレット端末等の利用により生じた事故、事件、損害等について、蒲郡市教育委員会は責任を負わないことに同意します。

記

- 1 タブレット端末等の貸与、利用及び返還について蒲郡市教育委員会の指示に従います。
- 2 貸与を受けたタブレット端末等を適切な管理のもとに使用するとともに、これを無断で第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 3 貸与を受けたタブレット端末等を利用する上で発生する費用は、すべて保護者において負担します。（蒲郡市教育委員会が認めたものは除く。）
- 4 タブレット端末等を返還する際には、速やかに貸与を受けた物品等を原状回復します。
- 5 貸与を受けたタブレット端末等を故意による破損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、タブレット端末等の全部又は一部が使用できなくなった場合は、蒲郡市教育委員会が定める相当の代価を支払います。
- 6 貸与を受けたタブレット端末等については、学校及び家庭での学習のみに使用します。万一、当該タブレット端末等の使用により生じた事故及びトラブル並びに利用により生じたインターネット上での課金などの料金支払い等については、保護者が責任をもって対応し、蒲郡市教育委員会には御迷惑をかけません。

年 月 日

管理責任者 様

学校名 _____

年 組 _____

貸与を受けた者（児童生徒）

貸与を受けた者（保護者）

氏名 _____

氏名 _____

※保護者の自筆でお願いします。